平成２７年（フ）第８６号
長野県上田市上田原579番地４　吉野貸住宅１号棟
債務者　ユペンディーこと　小平つや子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第８８号
長野県千曲市大字寂蒔625番地　寂蒔団地（市営）１－103
債務者　橋詰　英樹
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第２１号
静岡県下田市三丁目24番41号　臼井アパート101
債務者　長谷川一樹
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第１２４号
三重県鈴鹿市下箕田２丁目13番１号
債務者　長濵　　亨
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２５号
三重県鈴鹿市下箕田２丁目13番１号
債務者　長濵　淑子
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５８号
兵庫県川西市丸山台２丁目３番地の82
債務者　前川　良三
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
兵庫県川西市東多田３丁目19番４号　201、前住所兵庫県川西市緑台３丁目11番地の９
債務者　澤田　武志
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２０４号
奈良市左京３丁目３番地の10　グランディーナ左京Ⅲ202号
債務者　上脇　美樹
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２２９号
奈良市大宮町３丁目４番10号　矢埜ハイツ203号
債務者　嶋津　晃敏
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１４４号
徳島県阿波市市場町興埼字北分195－１、住民票上の住所徳島県阿波市市場町興埼字北分311番地
債務者　武市　邦弘
1　決定年月日時　平成27年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５号
大分県豊後大野市大野町片島637番地
債務者　伊東　房則
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第２１６号
宮崎市花ケ島町赤江町1348番地　第１小野ビル401号
債務者　林　　憲生
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２２４号
宮崎市大塚台東１丁目42番地51　ル・グラン大塚台808号、前住所宮崎市船塚３丁目199番地　Ｉｒｉｓ401号
債務者　畦原加瑞子
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５８号
宮崎県延岡市須崎町１番地２
債務者　佐藤　豊美
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第５７号
石川県能美市三ツ屋町11番地３　グリンピュア日総辰口寮Ｃ－201号、従前の住所群馬県高崎市八千代町１丁目４番３号、（従前々の住所）千葉県柏市篠籠田1234番地３
債務者　栗田　直樹
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第４９８号
京都府久世郡久御山町佐山北代２－21、住民票上の住所京都府綴喜郡宇治田原町大字荒木小字前川原８番地の14
債務者　川﨑　雄一
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係